令和2年度財政援助団体等監査結果に対する改善策

1 対象施設

福祉の里図書館及び新座市立中央図書館分館

2 監査の対象

教育総務部中央図書館及び株式会社図書館流通センター

監査結果に関する報告 3

令和2年12月1日新監発第152号

4 改善策の通知

令和3年1月28日新図発第213-2号

改善策の内容 5

| 口頭講評事項 | 改善策 |
|-----------------------|-------------------|
| (1) 備品に関する会計処理及び帰属につい | |
| τ | |
| 教育委員会では福祉の里図書館及び新 | 本年度中に備品の帰属についての覚書 |
| 座市立中央図書館分館管理運営に係る基 | を締結します。 |
| 本協定書(以下「基本協定書」という。) | |
| 等において、指定管理料で購入した備品 | |
| は教育委員会に帰属する規定を設け、備 | |
| 品購入費は指定管理料の中でも精算が必 | |
| 要な指定予算としている。監査の結果、 | |
| 書籍消毒機及びプロジェクターについ | |
| て、以下のとおり不適切な点が確認され | |
| た。 | |
| 書籍消毒機は福祉の里図書館及び新座 | |
| 市立中央図書館分館指定管理業務仕様書 | |
| (以下「仕様書」という。)では購入と | |
| なっているが、リースで調達され、リー | |

ス費用は備品購入費で精算されていた。 所有権がないものを備品購入費で計上 し、精算することは不適当なものである。 また、この経緯や対応について、第三者 が客観的に判断できる公式な文書はな かった。

プロジェクターは本来、備品購入費で 購入すべきところ、消耗品費で購入して いた。当該プロジェクターは教育委員会 の帰属としているが、備品購入費以外の 帰属は基本協定書等に規定されておら ず、教育委員会に帰属することを明示す る文書もなかった。

いずれも物品の所有権、金銭が関わる 問題であり、後に支障を来さぬよう、教 育委員会と指定管理者間で速やかに協議 を行い、経緯、費用分担等の対応、物品 の帰属等について合意した内容を公式な 文書で取り交わすべきである。

(2) 基本協定書の不備について

ア 仕様書等の添付不備について

基本協定書の中で別記とされている 仕様書等を、基本協定書に添付してい なかった。業務内容等は仕様書等に記 載されており、疑義が生じないよう基 本協定書に添付する必要がある。

イ 指定予算科目及び精算方法の記載不 備について

指定管理料のうち、精算が伴う指定 予算については基本協定書でその科目 及び精算方法について規定する必要が ある。しかし、科目の不足や一部の科 今後、協定書に仕様書を添付し、協定 を締結します。

変更基本協定書を作成済みです。

目で精算に関する規定の未記載があったため、適切に記載する必要がある。

- (3) 収支決算報告書の正確性とその検証について
 - ア 福祉の里図書館及び新座市立中央図 書館分館令和元年度収支決算報告書 (以下「令和元年度収支決算報告書」 という。)の人件費について

令和元年度収支決算報告書と総勘定 元帳を突合したところ、令和元年度収 支決算報告書の人件費に本社経費の管 理費と消費税が含まれていた。現在の 計上方法では、直接的な施設運営にか かる人件費の把握が困難になることか ら、管理費及び消費税については、別 の費目を設ける等により人件費と分け て報告する必要がある。

イ 収支決算報告書及び総勘定元帳と専 用口座の不一致について

基本協定書第 32 条では管理業務の 実施に係る支出及び収入を適切に管理 することを目的として、指定管理業務 固有の口座を開設し、適切な運用を図 るよう定めているが、令和元年度収口 を開設しが、令和元年度収口 を力をところ、令和元年度の通帳を突合したところ、令和元年度 の通帳を突合したところ、令和元年的 なかったところ、令和元年的 で支出と専用口をの通帳の支出と しなかった。これは、一部ので支払を行いる を行いるが、専用口座の残高には でするが、専用口座の残高には でするが、専用口座の残高には 人件費の費目に管理費及び消費税が含まれている点について、指定管理者側から、人件費の費目から別の費目に分けて報告するように改善するとの回答を得ました。

会計資料の整備を図るとの回答を得ました。

に必要な金額のみを残し、振り替えているためであった。そのため、専用口座と総勘定元帳及び令和元年度収支決算報告書との照合ができず、当該指定管理の令和元年度決算の正確性を検証することはできなかった。

専用口座を設ける目的は指定管理業務の収支を明朗にし、また、その収支状況の検証を可能な状態にすることであり、客観的に正確性が示されていないとは適切ではないと考える。指定管理者は専用口座における出納と総勘定元帳の金額を一致させるか、専用印座における出納と総勘定元帳との差額について、その内訳と金額を把握し客観的に検証できる会計資料の整備が必要である。

(4) 令和元年度事業計画について

令和元年度事業計画について、15 事業のうち、9 事業が実施できておらず、結果として返金を行っていた。指定管理者制度は民間のノウハウを活用し、市民により良いサービスを提供することが目的の一つであり、適切な事業運営に努めていただきたい。

令和元年度については、コロナ禍ということもあり、事業が実施できないところもありましたが、令和2年度については、適切に事業運営されています。今後も適切な事業の運営を行っていくとの回答も得ました。